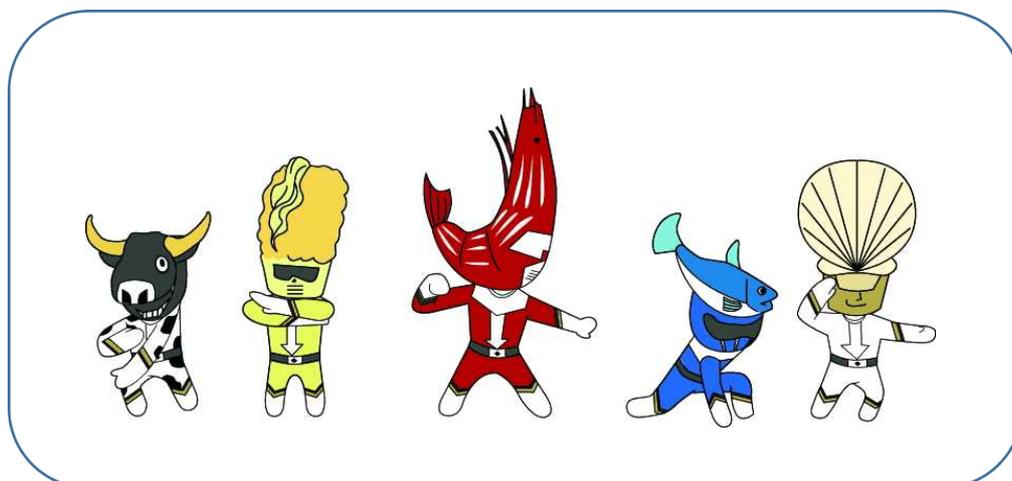


湧別町地球温暖化防止実行計画

(事務事業編)

【令和5年度～令和12年度】



令和6年1月



湧 別 町

【 目 次 】

第 1 章 基本的事項

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の目的	2
3. 基準年度、計画期間、目標年度	2
4. 対象範囲（施設）	3
5. 対象とする温室効果ガス	4

第 2 章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量	5
2. 要因別の排出状況	5
3. 削減目標	6

第 3 章 具体的な取り組み

1. 施設設備の改善等	7
2. 物品購入等	7
3. 電気使用量の削減	7
4. 燃料使用量の削減	7
5. ごみの減量、リサイクル向上の取り組み	7
6. コピー用紙使用量の削減	8
7. 水道使用量の削減	8
8. その他の取り組み	8

第 4 章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制	9
2. 点検体制	9
3. 進捗状況の公表	9

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景

地球温暖化のメカニズムは、太陽からのエネルギーで地上が温められ、地上から放射される熱を温室効果ガスが吸収、再放射して大気が温まり、温室効果ガスの濃度が上がると、温室効果がこれまでより強くなり、地上の温度が上昇することです。

地球温暖化によるここ数十年の気候変動は、人間の生活や自然の生態系にさまざまな影響を及ぼしています。たとえば、氷河の融解や海面水位の変化、洪水や干ばつなどの影響、陸上や海の生態系への影響、食料生産や健康など、人間への影響が観測され始めています。

このような中、日本政府は平成 27（2015）年 7 月、地球温暖化対策推進本部において、令和 12（2030）年の温室効果ガスの排出量を平成 25（2013）年度比で 26%削減することを目標に掲げています。また、2015 年フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、全ての国が参加する公平で実効的な新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、地球規模での温暖化対策をより一層進めることを確認しています。

その後、令和 3（2021）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）が改正されました。続けて、地球温暖化対策計画が改定され、令和 32（2050）年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、令和 12（2030）年度において、温室効果ガスを平成 25（2013）年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな目標が示されました。

本町では、平成 23（2011）年に「第 1 期地球温暖化防止実行計画」を策定し、町の事業活動で発生する温室効果ガスの排出量削減と吸収作用（森林）の保全と強化を進めてきました。その後、取組内容や目標を見直し「第 2 期地球温暖化防止実行計画」を平成 30（2018）年に策定し、引き続き温暖化防止対策に向けた取り組みを進めてきましたが、令和 5 年 3 月で計画期間が終了したことから、新たな目標を定め、町が行う事務・事業においてさらなる温暖化防止対策を取り進めていくため、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定や関係機関の計画等の趣旨を踏まえながら計画の見直しを行うものです。

また、令和 3 年度に策定した第 3 期湧別町総合計画においても、地球温暖化対策を主要施策に位置付け、引き続き、率先して取り組みます。

2. 計画の目的

本計画は、本町が町内において大規模な事業者、消費者であることを認識し、自らの事務・事業活動に対し率先した温室効果ガスの削減を主とした地球温暖化対策の具体的な取り組みを行うことにより、町民や事業者に対して温暖化対策の取り組みを促すことを目的とし、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）第21条に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものです。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

本町の事務・事業の実施にあたっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向け、さまざまな取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

3. 基準年度、計画期間、目標年度

基準年度を平成25年度とし、計画期間を令和5年度から令和12年度までの8年間とします。ただし、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。

4. 対象範囲（施設）

本計画は、原則、本町が行う事務・事業を対象としますが、公営住宅など個人の生活に供する施設及び電灯や噴水などの付帯施設は従来どおり除外します。また、指定管理者制度により管理運営を行っている施設については対象とし、指定管理者に対しては、本計画の趣旨を説明し協力を要請します。

【対象施設一覧】

所 管 課	施 設 名
総務課	役場上湧別庁舎（コミュニティセンター含む） 役場湧別庁舎（第2庁舎含む）
住民税務課	三里浜・上芭露・緑町・栄町・4号線・上湧別バス待合所 湧別・上湧別一般廃棄物最終処分場、湧別・上湧別斎場 リラ街道広場トイレ、三里浜観光トイレ、芭露公衆トイレ
福祉課	老人憩いの家、高齢者生活福祉センター、社会福祉会館
健康子ども課	湧別認定こども園（児童センター含む）、芭露保育所 認定こども園みのり（児童センター含む） 開盛保育所（わくわくキッズ）、保健福祉センター
商工観光課	球根乾燥貯蔵施設、チューリップ館 チューリップ公園販売店舗、宿泊施設しらかば かみゆうべつ温泉チューリップの湯、レイクパレス 五鹿山・三里浜キャンプ場、五鹿山スキー場 御園山公園、百年記念公園 Family 愛 Land You、上湧別リバーサイドゴルフ場
農政課	地場産品加工センター
建設課	湧別除雪センター、緑町車庫
水道課	東浄水場、東山浄水場、終末処理場 漁業集落排水施設処理場
教育総務課	開盛・富美・上湧別・中湧別小学校、上湧別中学校 ゆうべつ学園、芭露学園、給食センター
社会教育課	ふるさと館JRY、文化センターさざ波・TOM 湧別・中湧別図書館、湧別・中湧別総合体育館 湧別プール、郷土館、武道館、湧別運動公園 湧別・中湧別ゲートボール場、五鹿山・芭露パークゴルフ場 芭露畜産研修センター・ファミリースポーツセンター 中湧別野球場、上湧別ソフトボール場 上湧別農村環境改善センター
総務課ほか関係課	公用車

5. 対象とする温室効果ガス

本計画で、削減対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に規定する7種類の温室効果ガスのうち、排出量が多く地球温暖化に最も支配的な影響を及ぼし、かつ、一般の町民生活や事業活動等の全ての主体の主要な排出源である二酸化炭素を対象とします。



第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

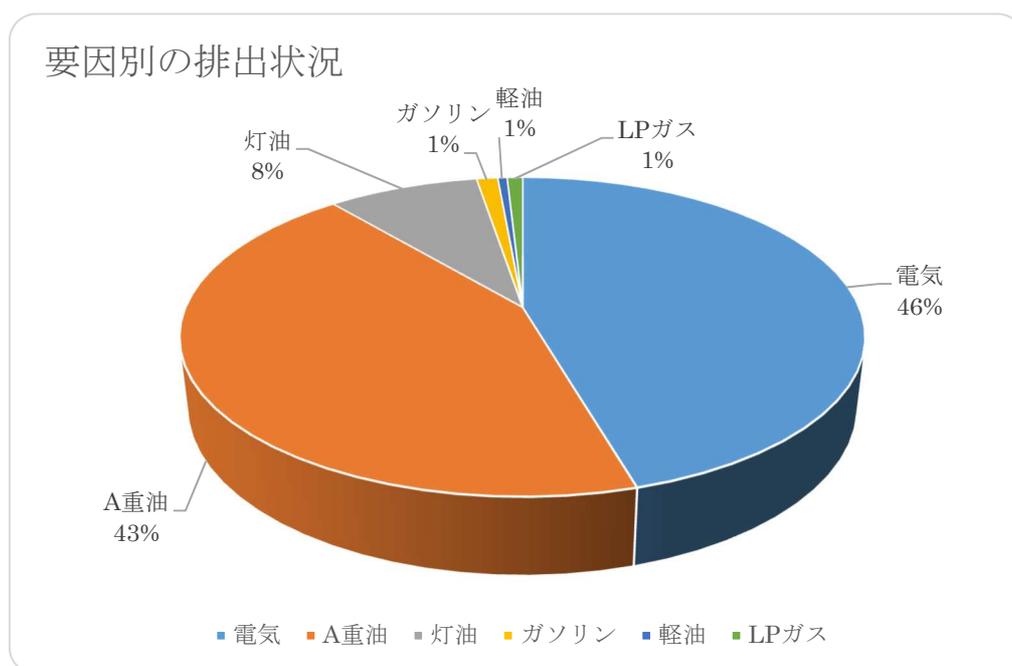
1. 基準年度の二酸化炭素排出量

湧別町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、7,165,863kg-CO₂です。

区 分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素	7,165,863 kg-CO ₂

2. 要因別の排出状況

基準年度である平成25年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の46%を占め、次いでA重油の使用が43%で全体の89%を占めています。



3. 削減目標

平成 25 年度を基準年として、計画期間の最終年度である令和 12 年度の二酸化炭素排出量を、国の削減目標に沿って 50%削減することを目指します。

二 酸 化 炭 素 排 出 量			
基準年度 平成 25 年度	現況年度 令和 4 年度	目標年度 令和 12 年度	削減目標
kg-CO2 7,165,863	kg-CO2 6,416,449	kg-CO2 3,569,000	▲50.2%

【内 訳】

種 別	基準年度 平成 25 年度	現況年度 令和 4 年度	目標年度 令和 12 年度	削減目標
ガソリン	85,226	65,009	51,000	▲40.2%
灯 油	608,482	506,948	335,000	▲44.9%
軽 油	38,640	23,482	19,000	▲50.9%
A 重油	3,109,620	2,785,532	1,555,000	▲50.0%
L P G	62,773	50,794	44,000	▲29.9%
電 気	3,261,122	2,984,684	1,565,000	▲50.2%

第3章 具体的な取り組み

1. 施設設備の改善等

- (1) 施設の新築及び改築に際しては、太陽光パネルの設置や公共施設のZ E B化に努めます。
- (2) 環境負荷の低減に配慮した施設等を整備します。
- (3) 断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重サッシ等）を導入します。
- (4) L E D照明への取り換えを順次行います。
- (5) 小型車や低燃費車、ハイブリッドカー、電動車の導入及び主として公用車に充電を行うための充電設備の整備を図ります。
- (6) 公共施設周辺の緑化を推進します。

2. 物品購入等

- (1) 電気製品等の新規購入などは、環境負荷の少ないものの購入等に努めます。
- (2) 事務用品や衛生用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入します。
- (3) 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入します。

3. 電気使用量の削減

- (1) 夜間の残業の削減を図り、照明の点灯時間の削減に努めます。
- (2) 昼休みは、原則、窓口以外は消灯し、時間外は不必要な箇所の消灯を行います。
- (3) トイレや給湯室等に利用者がいない場合は、消灯します。
- (4) 退庁時には、周辺の電気器具の電源が切られていることを確認します。
- (5) O A機器等の電源は、こまめに切るように努めます。

4. 燃料使用量の削減

- (1) 急発進、急加速をせずに、常にエコドライブを実践します。
- (2) 車両等は適正に管理し、排気ガスの削減に努めます。
- (3) 公用車から離れる時は、必ずエンジンを切ります。
- (4) 公用車のアイドリングストップを徹底します。

5. ゴミの減量、リサイクル向上の取り組み

- (1) 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図ります。

- (2) 廃棄物の分別排出の徹底に努めます。
- (3) 使い捨て容器の購入は、極力、控えます。

6. コピー用紙使用量の削減

- (1) 両面印刷を徹底し、用紙の削減に努めます。
- (2) リサイクル用紙の購入に努めます。

7. 水道水使用量の削減

- (1) トイレ、給湯室などにおいて、日常的に節水を心がけます。
- (2) 節水PRの啓発物を掲示します。

8. その他の取り組み

- (1) クールビズ、ウォームビズを推進します。
- (2) 施設の暖房は、利用状況に応じて管理を行います。
- (3) 再生可能エネルギーの導入を検討します。



第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

(1) 推進本部

推進本部は新たな組織を設置せずに、既存の課長会議を推進本部に位置づけ、町長を本部長とします。

推進本部は、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行います。

(2) 事務局

事務局は住民税務課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進捗管理を行います。

2. 点検体制

事務局は、各施設担当者から定期的な報告を受け、推進本部において年1回の点検評価を行います。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価の結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回、町広報誌や公式ホームページ等により公表します。

